

# 松原 運 輸 労 災 損 害 賠 償 訴 訟 は じ ま る 安 衛 法 違 反、無 点 呼 が 原 因

今月十七日、宇都宮地裁でSAT(サット)タクシー労組の不当解雇による和解協議が決裂しました。これまで多くの組合員から署名のご協力を頂きましたが、更なる闘いに引き続き大きなご支援を。

## これまでの経過

株式会社松原運輸(上三川町)で、かつては大型トラックの運転手として全国のホームセンター等へ配送業務をしていた菅谷組合員(44歳)は、十月二十八日に宇都宮地裁へ労働災害に基づく損害賠償請求訴訟を起しました。

第一回公判が十二月十五日にありました。

改めて労災事故の概要を説明します。

菅谷組合員(被災当時は非組合員)は二一年八月、岩手県まで配送業務をし、配達先で荷物の作業中に手をひねりました。会社に痛みを訴えました。会社は「怪我はしてない」として病院での受診を認めませんでした。その時期は繁忙期のため配車が組まれ、症状が悪化していきました。

同年十一月に、ついに手首が動かなくなり、ようやく病院へ行けるようになりましたが、

## 運 輸

時遅しでした。手は腫れ上がり、動かすことも出来なくなりました。病院で手術や治療、リハビリなどを施しましたが完治することはありませんでした。

傷病名は「右手関節不安定症」と診断されました。

真岡労働基準局は労災の障害等級六級の認定を決定しました。

これまで、菅谷組合員および組合は会社に対し労災事故に対する謝罪を求めてきました。一切謝罪はありませんでした。

菅谷組合員は「会社は責任は一切なく、だから菅谷組合員に謝る必要はない」という使用者責任を放棄した回答です。

## 反省なしの姿勢

使用者は労働者を雇うと労働基準法(労基法)や労働安全衛生法(安衛法)などによつて、労働者の健康や安全・衛生を配慮しなければならぬ義務が課せられています。

つまり、安全配慮義務違反と言われる違法行為を行ったのです。指揮命令下における

業務遂行中に発生した健康上の不調などの申し出を無視した会社の対応は、労働者の健康を軽視しているといえる。言いようがありません。

また貨物自動車運送事業者には貨物自動車運送事業法という法律で点呼が義務付けられています。同法の貨物自動車運送事業輸送安全規則では、事業者は運行管理者と共に、「酒気帯びの有無」、「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」その他「道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認」の報告を求めたり、確認を行ったり、指示を出すことが義務となつています。

松原運輸では運行前の点呼を行わず(無点呼)でドライバーの健康管理を無視したまま出庫させてきました。こうした社会的責任がある自覚がなく、肉体的・精神的苦痛を与えておきながら反省がありません。

菅谷組合員はもはやハンドルが握れなくなり、事務職に配置転換

## 更なる仕打ちか

しか選択肢はありませんでした。ところが、配転に伴う賃金は、新人事務員と同じ月給十三万円が総支給額です。嫌なら辞めてくれ、と言わんばかりの組合員イジメです。

健康な体とまともな生活を奪った松原運輸に対し、損害賠償請求額として、約九千六百万円の訴訟を起しました。

闘いはこれからです。大きなご支援を宜しくお願いします。



## 浪放ラーメンの10件目【大和屋】

これまで佐野ラーメンシリーズをお伝えしてきました。スタッフが自らお店へ行き、そして食べてくるといふオーソドックスな取材方法で数々の伝説のお店をご紹介してきました。今月号で延べ十件目のご紹介となります。



個人的には「昔なつかしい中華そば」というラーメンが一番のお気に入りです。なにか幸楽苑のようなフリーズですが、あつさりスープには縮れ麺、チャーシュー、シナ竹というシンプルながら、縮れ麺に絡むスープが絶妙で、近隣のゴルフ帰りの固定客が連日、日曜日などは組合の駐車場も無料開放しています。是非、ご賞味ください。組合員やネットで見ている方にお伝えしてきたい佐野ラーメンシリーズは、今月号で終了します。ありがとうございました。佐野市吉水駅前1-2-19 0283(61)1116 定休日 毎週月曜日、第3火曜日

## 緊急時の連絡先

年末年始の交通事故等は下記フリーダイヤルへお願いします。

旧 日本興亜損保 0120-258-110

新 損保ジャパン日本興亜 0120-256-110

関東自動車共済 0120-898-819

全労済 0120-088-924